

高槻市教育・保育施設

ご利用の手引き

令和5年10月1日 改訂版

※変更等があれば随時市ホームページにてお知らせしていますので、市ホームページのご確認もお願いします。

郵送でのお申し込みも可能です



来年度（令和6年度）4月入所のスケジュールは下記のとおりです。

10月4日(水) ～ 10月26日(木)：個別相談会

10月27日(金) ～ 11月20日(月)：4月1次選考の
申込期間

～ 2月14日(水)：4月2次選考の
申込期間

(詳細は、**6ページ**参照)

高槻市子ども未来部

保育幼稚園事業課

高槻市桃園町2番1号 総合センター7階

Tel：072-674-7692

Fax：072-675-8648

《目 次》

ページ	タイトル
2	●最初にお読みください
3	●認可施設・事業の利用および申込について
3	教育・保育給付認定（1号・2号・3号）について
5	認可施設について
7	認可申請・利用申込・利用者負担算定に必要な書類
10	●保育施設・事業所等について
10	市立保育所・幼稚園 ⇒ 認定こどもへ
11	幼稚園で教育を希望される方（1号認定）が利用可能な施設一覧
12	保育の利用を希望される方（2・3号認定）が利用可能な施設・事業一覧
15	●利用調整（入所選考）・点数について
15	利用調整（入所選考）について
17	高槻市 保育の利用選考基準（令和6年4月入所選考～）
19	【重要】内定取り消し・内定辞退について
20	保育士等の資格保持者でお子様の保育施設利用を希望される方へ
21	【重要】育児休業取得に伴う現在利用中のお子様の継続利用について
23	●市立保育所・認定こども園時間外保育事業のご案内
25	●高槻認定こども園分室（年度利用保育）のご案内
27	●幼児バスによる送迎のご案内
28	●利用者負担額（保育料）について
29	3歳～5歳児の利用者負担額（保育料）等について
30	0歳～2歳児の利用者負担額（保育料）等について
31	●保育の利用申込（継続）時におけるご注意事項
背表紙	●オンライン相談窓口・来庁相談窓口のWeb予約のお知らせ

<令和5年度 クラス年齢について> ※令和6年4月入所以降は、下記に1歳を足してください。

クラス	生年月日		
5歳児	平成29年4月2日	～	平成30年4月1日
4歳児	平成30年4月2日	～	平成31年4月1日
3歳児	平成31年4月2日	～	令和2年4月1日
2歳児	令和2年4月2日	～	令和3年4月1日
1歳児	令和3年4月2日	～	令和4年4月1日
0歳児	令和4年4月2日	～	

《最初にお読みください》

＜認可保育施設（2・3号）の入園までの流れ＞

① 施設見学・相談

- ① 予め希望施設への見学をお勧めしています（事前に施設へお問い合わせください）。また、保育幼稚園事業課にて申し込みに関する相談窓口を設けています（Web予約可能、正午～午後1時は窓口業務を縮小しています。）
- ※ オンライン相談窓口も設けています（[背表紙](#)参照）。
- ※ 毎月4日頃に各施設の欠員状況を市ホームページに掲載しています（5～12月選考）。
- ※ 認可保育施設の情報ホームページに掲載しています（[背表紙](#)参照）。

② 申し込み

- ② 保育幼稚園事業課窓口へ来庁もしくは郵送でお申し込みください。
- ※ 申込期日（5～12月選考）：利用開始希望月の前月10日まで（土日祝の場合は前開庁日）（[6ページ](#)参照）

③ 利用調整

- ③ 市で利用調整（入所選考）を行い、内定者を決定します。

④ 入園内定

- ④ 内定された方へ内定通知を郵送します。内定通知書が届いた際は、到着後3日以内の出来るだけ早いタイミングで施設へ連絡し、入園前面談の日程調整などの打合せをしてください。もし辞退される場合は、早急に保育幼稚園事業課までご連絡いただきますようお願いいたします。

（育児休業中の方のみ）
産後休暇・育児休業等復帰証明書の提出

- 入園日前日までで、出来るだけ早急に提出してください。
- ※ ご勤務先記入欄もあるため早急な対応をお願いします。
- ※ 復帰後の勤務時間が短時間勤務制度を利用し週30時間未満となる場合、短縮後の勤務時間にて再選考となり、内定取消しとなる場合があります。
- ※ 復帰期限は入園月の月末です（入園月の月初めに復帰しなければならないという訳ではありません）。

⑤ 面談

- ⑤ 入園内定施設で面談を行い、入園準備を進めていただきます。

⑥ 入園 ※慣らし保育

- ⑥ 慣らし保育の期間は施設・クラス年齢・児童の状況等により異なりますので、施設と調整してください。
- ※ 原則1日入園（0歳児で生後57日目から入園する児童等のみ月途中入園が可能）
- ※ 利用者負担額（保育料）は入園後に決定・通知します。
- ※ 入園後も保育が必要な理由（出産・就労など）が変更となる場合は、必ず変更手続きしてください。

（育児休業中の方のみ）
ご勤務先への職場復帰

- 入園月の月末までに職場への復帰が必要です。
- ※ 入園月の月初めに復帰しなければならないという訳ではありません。

※ 上記は認可保育施設の保育認定（2・3号）の流れです。教育認定（1号）については、公立園の場合は保育幼稚園事業課へ、民間園の場合は各施設へお問い合わせください。